

コーポレート・ガバナンス報告書

2026 年 9 月 15 日

山本通産株式会社

代表取締役社長 久保 泰幸

問合せ先：常務取締役 上野 嘉人

TEL：06-6252-2131（代表）

URL：https://www.ytc-j.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社及び当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を重要な経営目標の1つとし、株主をはじめとするすべてのステークホルダーの利益に資するため、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる業務執行体制の構築を経営上の重要課題と位置付けております。

具体的には、変化の激しい経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と、当社及び当社グループを取り巻く社会経済環境に照らし必要な公正・公明な社内体制を構築することにより、持続的にコーポレート・ガバナンスが機能・維持することに取り組んでおります。また、適時適切な情報開示に努めることにより経営の透明性を高め、ステークホルダーとの円滑な関係を構築するとともに、コンプライアンス体制の強化を図りながら迅速な意思決定と業務執行が適切に行われるよう、適正かつ効率的な組織の運営に努めております。

なお、当社は、2026 年 3 月 26 日開催の定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認されたことに伴い、取締役会の監督機能と監査役による監査機能の一体化を図り、社外取締役による監督機能の強化とガバナンスの実効性の向上を目的として、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山本通産従業員持株会	574,622	32.01
大阪中小企業投資育成株式会社	300,000	16.71
山本通産株式会社（注）	171,398	9.55
センカ株式会社	110,000	6.13
石川 吉之助	91,000	5.07
渡部 和則	84,700	4.72
石川 恵津子	71,000	3.96

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
郡司 哲雄	35,300	1.97
上野 嘉人	28,000	1.56
久保 泰幸	27,790	1.55
今津 有揮	27,790	1.55

支配株主名	なし
-------	----

親会社名	なし
------	----

補足説明

(注) 1. 大株主のうち、山本通産株式会社は自己株式であります。 2. 【大株主の状況】は、2025年12月31日現在の状況を記載しております。 3. 【大株主の状況】の割合(%)は、発行済株式総数に対する保有株式数の割合を算出し、小数点以下第3位を四捨五入しております。
--

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	12月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社には支配株主はおりません。 なお、当社は関連当事者取引管理規程を定め、支配株主を含む関連当事者との取引を実施する場合、当該取引の取引条件について一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定するとともに、あらかじめ取締役会による承認を経た上で取引を実行することにしております。あわせて、同規程に基づき、定期的に関連当事者取引の状況を調査し把握することにより、少数株主の利益を損なう取引を排除するための管理体制を整備しております。
--

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	取締役（監査等委員である取締役を除く。） 8名以内 監査等委員である取締役 5名以内
定款上の取締役の任期	取締役（監査等委員である取締役を除く。） 1年 監査等委員である取締役 2年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち監査等委員を兼任している人数	2名
監査等委員でない社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	一名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
横山 泰三	税理士											
本田 千尋	弁護士											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関 する補足説明	選任の理由
横山 泰三	○	—	該当事項 ありません。	横山泰三氏は、税理士として財務・会計に関する高度な専門知識と豊富な実務経験を有しております。また、他社での社外監査役の歴任により企業統治に関する深い知見を備えているほか、公益社団法人等での活動を通じた社会貢献の視点も併せ持っています。これらの専門的知見と高い見識に基づき、客観的な立場から経営への有益な助言と適切な監督・監査を遂行いただけるものと判断し、当社の監査等委員である社外取締役として選任しております。
本田 千尋	○	—	該当事項 ありません。	本田千尋氏は、弁護士として培った法的な専門知識に加え、上場会社の法務部長を歴任するなど、企業法務及びコンプライアンスに関する豊富な実務経験を有しております。これらの専門的知見と実務経験に基づき、当社の事業活動を法務面から適切に監督・監査いただけるものと判断し、当社の監査等委員である社外取締役として選任しております。

【監査等委員会】

委員の構成及び議長の属性

委員会の名称			監査等委員会	
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
3	1	1	2	社内取締役（常勤監査等委員）

補足説明

監査等委員会の常勤委員は、社内取締役（監査等委員）であります。

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	無
----------------------------	---

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は配置していませんが、「監査等委員会規程」において、監査等委員会からの要請により、監査等委員会の運営事務をサポートする監査等委員会事務局を設置することができる旨を定めております。監査等委員会事務局は、内部監査室が担当することとしており、監査等委員会より要請を受けた事務については、その実施結果について監査等委員会に報告することを義務付けることにより、独立性を確保するよう努めております。

監査等委員、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、監査等委員会・会計監査人・内部監査部門の実施するそれぞれの監査において、効率的で効果的なモニタリング活動を実践すべく、三者の連携を重視しており、次のような連携体制を整備しております。

1. y t c 監査連絡会

常勤監査等委員が主催し、監査等委員会・会計監査人・内部監査室長で構成する「y t c 監査連絡会」を設置し、定期的にそれぞれの実施する監査の実施状況の共有と意見交換を行っております。連絡会は、定期会として年に3回実施するとともに、それぞれの監査の実施過程において重要な課題等が生じた場合、各構成者からの招集により実施する臨時会を開催できるようにしております。

2. 監査等委員会・内部監査部門の連携

内部監査室長は、毎月開催される監査等委員会にオブザーバーとして出席し、定期的にそれぞれの監査の実施状況について情報共有を行うとともに、相互補完的で効率的な監査を実施すべく、監査日程や監査手続の実施方法の調整・意見交換を行っております。

3. 監査等委員会・会計監査人の連携

監査等委員会は、会計監査人からの監査計画の説明・監査結果の報告を受けるとともに意見交換の場を設け、会計に関する事項について意見交換を行っております。また、会計監査人による海外子会社に対する往査への同行や実地棚卸立会への同席など、重要な監査項目の実施時において連携を図っております。

4. 内部監査部門・会計監査人の連携

内部監査部門は、内部監査項目のテーマ選定にあたり、y t c 監査連絡会において会計監査人と意見交換を行い監査テーマの選定を行うとともに、会計監査人からの求めに応じ内部監査の実施状況について報告を行うなど、監査項目・実施方法について、意見交換・情報連携に努めております。

【任意の委員会】 更新

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の 委員会の有無	有
--------------------------------	---

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名報酬委員会	
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
3	1	1	2	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名報酬委員会	
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
3	1	1	2	社内取締役

補足説明

取締役の指名及び報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を社外取締役で構成する指名報酬委員会を設置しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	一名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の届出はおこなっておりません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である取締役が存在しないため、個別の報酬開示は行っておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容 更新

当社は、取締役の報酬については、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とに区分して、報酬限度額を株主総会で決議し、「役員報酬の算定方針」に従い、各取締役の報酬の決定は以

下の方針で決定しております。

1. 監査等委員でない取締役

監査等委員でない取締役の報酬は、月額固定の金銭による基本報酬のみとし、「役員報酬の算定方針」に従い、役位、職責・担当職務、貢献度、在任年数、会社業績の水準を総合的に勘案し、株主総会において決議された限度額の範囲内において、取締役会より指名報酬委員会に諮問し、同委員会において取締役各人別の具体的内容について審議し、取締役会への答申を行います。取締役会においては、指名報酬委員会の答申に基づき、審議のうえ、決定しております。

2. 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬は、月額固定の金銭による基本報酬のみとし、「役員報酬の算定方針」に従い、役位、職責、監査等委員間の役割分担等を勘案し、株主総会において決議された限度額の範囲内において、監査等委員会における審議により決定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、監査等委員である社外取締役の活動を支えるサポート体制として、監査等委員会事務局を設け、監査等委員である社外取締役の活動が有効に実践できるようサポート体制を整備しております。

具体的には、監査等委員会の招集事務・議案のとりまとめなどの準備活動のほか、監査等委員である社外取締役の指示に基づく監査手続の準備活動やとりまとめ、その他監査等委員が必要と認める事務処理事項について、監査等委員会事務局が対応し、監査等委員である社外取締役の活動をサポートしております。また、取締役会については、取締役会事務局より、会議開催に先立ち会議資料の配布を行い十分な熟考期間を設けるなど、社外取締役が活動しやすい環境の整備に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役会

当社の取締役会は、すべての取締役により構成され、毎月開催される定時取締役会のほか必要に応じて開催される臨時取締役会により、経営上の重要な意思決定と各取締役の業務執行の監督を行っております。取締役会の運営は、「取締役会規程」により運営方法を定めるとともに、円滑な会議が実践されるよう取締役会事務局を設置しております。

2. 監査等委員会

当社の監査等委員会は、取締役(常勤監査委員)と社外取締役(監査等委員)の3名から構成され、「監査等委員会規程」に基づき、毎月1回監査等委員会を開催し、各監査等委員による監督・監査活動に関する定期的な意見交換や指摘事項の確認などを行っております。

また、監査等委員は取締役会に出席し、監査等委員でない取締役の業務執行の監督業務を行うとともに、「監査等委員会監査等基準」に基づき、各年度に策定する監査方針、監査計画、業務

分担に基づき、重要な会議体への出席、業務・財産の状況の監査などの監査業務を通じて業務執行取締役による業務執行の状況について監督・監査を行っております。

3. 会計監査人

当社は、清陽監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づく監査及び「会社法」第436条第2項第1号に基づく会計監査を受けております。業務を執行した公認会計士は尾関高德氏及び中山直人氏であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。同監査法人及び従事する業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

4. 経営会議

当社は、取締役会の下位に位置する重要な意思決定機関として、経営会議を設置しております。経営会議は、すべての業務執行取締役、常勤監査等委員である取締役、執行役員から構成され、「会議体規程」に基づき運営しております。経営会議においては、各部門より詳細な業務の状況報告がなされるとともに、組織間の連携を図る調整をおこなっております。また、重要な意思決定を取締役及び執行役員の協議により決定し、各部門に指示する役割を担っております。

5. 指名報酬委員会

当社は、取締役の候補者案及び報酬案を審議する取締役会の諮問機関として任意の指名報酬委員会を設置しております。当該委員会は、取締役会の諮問機関として、客観性と透明性を高める観点から、委員を3名とし、その過半数を社外取締役から選任しております。また、委員長は社外取締役から選定しております。

6. コンプライアンス推進委員会

コンプライアンス推進委員会は、「コンプライアンス規程」に基づき役員及び従業員の代表者から構成され、定期的に委員会を開催し、法令遵守をはじめとする全役職員が実践するコンプライアンス活動の推進を支援する活動を行っております。

7. 内部監査

当社は、他の業務執行部門から独立した代表取締役直轄の内部監査室を設置し、代表取締役からの指示に基づいた内部監査を実施しております。内部監査室は、代表取締役との協議により監査テーマを定め、監査計画を立案し監査結果について代表取締役に報告いたします。また、指摘した事項について、改善活動が適切に実施されているかのフォローアップ監査を実施し、改善活動が定着しているかの確認を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社及び当社グループの事業内容とその複雑性、事業規模、従業員数等を勘案し、業務執行の推進と監督・監視機能のバランスを効果的に発揮することが、企業価値を高め、コーポレート・ガバナンスを有機的に実践にする上で必要と考えております。また、監査等委員である社外取締役による外部目線からの監督・監視により、社会経済情勢を反映した有機的なコーポレート・ガバナンスの実践が可能であると考えております。

このような考え方のもと、上述のコーポレート・ガバナンス体制が現状の当社及び当社グループ

にとって最適な体制であると考えているため、上述の体制を選択しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は12月決算であり定時株主総会の開催時期は3月であるため、わが国で最も多い3月決算会社の株主総会が集中する6月開催と比較すると、開催日が集中することは少ないものと考えております。また、定時株主総会の開催にあたっては、定時株主総会の開催時期を早期に決定し通知するなどして対応いたします。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社のコーポレートサイトにおいて、IRサイトを設け、IR資料を掲載いたします。
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部を担当部署とし、関係部署と連携を取りながら、IR活動を実施してまいります。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社及び当社グループは、コンプライアンス規程により当社のすべての役職員が関係法令や行動規範を遵守して業務にあたることを定めるとともに、経理規程や適時開示規程により法令等が定める財務情報をはじめとする経営情報の開示を適切に行うよう定め、もってステークホルダーの立場を尊重する取り組みを行っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社のコーポレートサイトにおいて、環境保全活動やSDGsに対する取り組み活動を紹介しております。

Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、会社法上の大会社に該当していないため、法令上要請される内部統制システムの整備に関する取締役会決議は行っておりません。しかしながら、内部統制システムの構築は重要な経営課題と認識しており、会社法上要請される内部統制はもとより、金融商品取引法における内部統制の整備及び運用の充実を目指しており、当社及び当社グループの企業規模に相応しい組織とそれに対応した適切で有効な内部牽制機能を確保することを基本的な考えとしております。

2. 内部統制システムの整備状況

定款をはじめとする社内諸規程を整備し業務の有効性と効率性の向上を図るとともに、財務報告の正確性と信頼性の向上を目指した内部統制システムを整備しております。また、法令遵守の企業活動を実践するため、コンプライアンス推進委員会を設置するなどコンプライアンス活動を通じた役職員に対する教育啓蒙活動や監査等委員会による監査・内部監査・会計監査人による会計監査を通じた会社財産の適切な管理と保全状況のモニタリング活動を整備しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び当社グループは、反社会的勢力に対しては組織として毅然とした態度で対応し、不当な要求には応じず、取引をはじめ一切の関係を持たないことを企業活動における基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求に備え「反社会的勢力排除規程」を制定し、反社会的勢力への対応方針と対応ルールを定めております。具体的には、「反社会的勢力調査マニュアル」を定め、取引開始にあたり予め取引の相手方の属性調査や既存取引の関係者に対する定期的なモニタリング方法を定め、反社会的勢力との関係遮断に関する社内体制を整備しております。また、取引先との間で締結する契約書においては、取引関係者が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる反社会的勢力排除条項を盛り込むことにしております。

V. その他

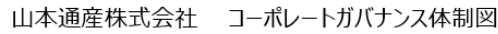
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

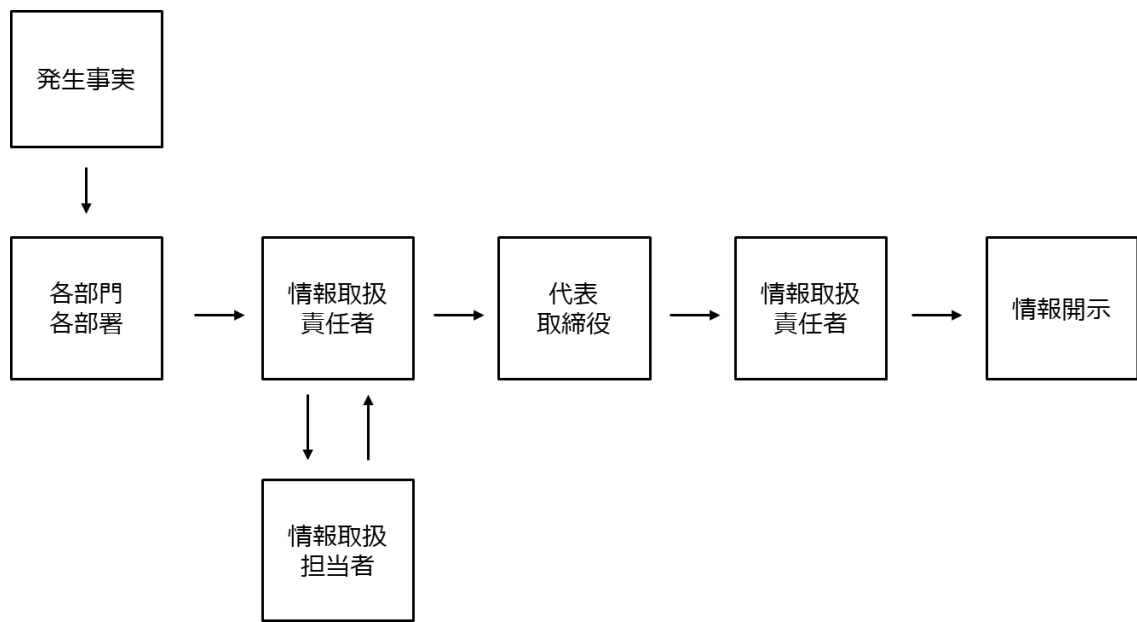
当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続に関するフローの模式図は、次のとおりであります。

更新



```
graph LR; A[決定事実  
決算情報] --> B[各部門  
各部署]; B --> C[情報取扱  
責任者]; C --> D[代表  
取締役]; D --> E[取締役会]; E --> F[情報取扱  
責任者]; F --> G[情報開示]; C <--> H[情報取扱  
担当者];
```

The flowchart illustrates the information management process for the 2025 fiscal year. It begins with a box labeled "決定事実 決算情報" (Decision Facts, Financial Statement Information). An arrow points down to a box labeled "各部門 各部署" (Each Department, Each Division). From there, an arrow points right to a box labeled "情報取扱 責任者" (Information Handling, Responsible Person). This box is connected to a box labeled "代表 取締役" (Representative Director) by a right-pointing arrow. The next step is a box labeled "取締役会" (Board of Directors), followed by another "情報取扱 責任者" (Information Handling, Responsible Person) box, and finally a box labeled "情報開示" (Information Disclosure). A vertical double-headed arrow connects the "情報取扱 責任者" box (second from left) to a box labeled "情報取扱 担当者" (Information Handling, Person in Charge) located below it.



以 上